

第3期観音寺市人口ビジョン策定支援業務委託 仕様書

1 業務名

第3期観音寺市人口ビジョン策定支援業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3 業務内容

(1) 第3期観音寺市人口ビジョンの策定

第2期観音寺市人口ビジョンの内容を、前回策定以降の人口動向や令和2年国勢調査の結果等を反映した最新の状況に改訂を行う。

改訂に必要な情報は、本市から受託者へ提供する。それらの情報を基に、様々な外的要因を想定・考慮し、データの収集・加工・分析やビジョンの構成を検討し、観音寺市人口ビジョンの改訂を支援すること。

(2) 観音寺市地方創生総合戦略推進会議（以下、推進会議）、観音寺市地方創生総合戦略推進本部会議（以下、推進本部会議）の運営支援

両会議への出席、資料及び会議録の作成を行うこと。推進会議は計2回（10月、2月）を、推進本部会議も計2回（10月、2月）を予定しているが、状況に応じて変更があるものとする。

(3) 打合せの開催

打合せを実施し、改訂内容の確認、共有を行う。打合せは、契約時、素案策定時、推進会議及び推進本部会議の前後等の実施を想定しているが、状況に応じて協議のうえ開催するものとする。

4 成果品

(1) 成果報告書

ア 紙媒体 10部

イ 電子媒体 1部

5 個人情報及び情報セキュリティの保護

(1) 受託者は、本業務の履行に当たっては「観音寺市個人情報保護法施行条例（令和4年条例47号）」等の法令を遵守するとともに、善良な管理者として注意を払う義務を有し、業務を行う上で知り得たことについては、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、いかなる理由があっても、他人に漏えいし、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 個人情報以外の行政情報についても、個人情報に準じた取扱いを行うものとする。

6 報告義務

受託者は、契約履行期間終了後、速やかに「業務完了報告書」を提出すること。

7 委託料の支払

委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとし、適正かつ有効な請求書が提出されてから30日以内に支払うものとする。

8 危険負担

- (1) 業務の実施に関し生じた損害は、受託業者の負担とし、その責任において早急に対応するものとする。ただし、その損害の発生が観音寺市の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。
- (2) 受託業者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、観音寺市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 その他

- (1) 本仕様書に特に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、双方が協議を行い、誠実に履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 受託業者は、業務を再委託してはならない。ただし、あらかじめ観音寺市の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本業務が契約期間を待たず、中止等を行う必要が生じた場合の業務内容及び委託額等の取り扱いについては、双方の協議により決定するものとする。